

1 処分年月日	令和3年2月15日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号または名称	株式会社フージャースリビングサービス
(2) 主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋室町4-3-16 柳屋太洋ビル3階
(3) 代表者氏名	代表取締役 大久保 将樹
(4) 登録番号	国土交通大臣(4)第032235号
3 処分の内容	
<p>○指示処分（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条）</p> <p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。</p> <p>② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。</p> <p>③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。</p> <p>④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。</p> <p>(2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和3年3月17日までに文書をもって報告すること。また、令和3年8月16日までに当該措置の実施状況を報告すること。</p>	
4 処分理由	
<p>被処分者が管理事務を受託している複数の管理組合において、管理組合財産を、被処分者の元従業員による着服等により毀損し、当該管理組合に損害を与えた。このことは、法第81条第1号に該当するものである。</p>	